

【行政説明】

高齢者虐待防止法の特徴と市町村の役割

高齢者虐待防止法の特徴と市町村の役割

厚生労働省老健局計画課認知症対策推進室

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の特徴

特徴1 虐待防止行政の主たる担い手として住民に身近な市町村を位置付ける

●法に基づく市町村の主な役割

- (1) 虐待の防止および虐待を受けた高齢者の保護のための高齢者及び養護者に対して相談・指導・助言（法6条）。
- (2) 養護者の負担軽減のための相談・指導・助言その他必要な措置（法14条1項）。
- (3) 当該高齢者の安全確認、事実確認のための措置及び市町村と連携協力する者（高齢者虐待対応協力者）との対応策の協議する（法9条1項）。
- (4) 高齢者の生命・身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、地域包括支援センター職員その他高齢者の福祉に関する事務に従事する職員に対し、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる（法11条）、必要に応じ警察署長に対し援助を求めることができる（法12条）。
- (5) 生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速にショートステイ、特別養護老人ホーム等へ入所させるなどの措置（法9条2項）。
- (6) 被虐待高齢者へ老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室の確保（法10条）。
- (7) 養護者の心身の状態に照らしてその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置（法14条第2項）。

◎本法は地域支援事業に位置付けられる包括支援事業のうち、総合相談支援業務（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）及び権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）とともに高齢者の権利擁護を支える政策・法律といえる。

特徴2 高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼とし、早期発見の仕組みを整備

(1) 家庭における虐待

高齢者虐待を発見した者による市町村への通報義務（本法第7条）

- ① 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合 →義務
- ② 上記①以外の場 →努力義務

(2) 施設等における虐待

施設等の職員による市町村への通報義務（本法第21条）

- ① 業務に従事している施設等で虐待を受けた高齢者を発見 →義務
- ② ①以外の場合で、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている →義務
高齢者の生命又は身体に重大な危険は生じていない→努力義務

(3) 高齢者の福祉に業務上または職務上関係のある者に対し、高齢者虐待を発見しやすい立場を自覚し、早期発見に努めなければならないと規定（同法5条）。

特徴3 市町村に立入調査権限を認める（本法11条）

同居者が拒否していても事実確認をすることができる法的根拠を与えた。

市町村の立入調査・質問に対する妨害行為には刑事罰が科せられる（本法30条）。

<留意点>

- ・立入調査が必要な根拠を明確にする
- ・犯罪捜査を目的としたものではない
- ・必要に応じ警察との連携
- ・立入調査の際の事態を想定した準備や調査後の手立てや見通し

特徴4 養護者への支援を重視

虐待防止のための養護者への相談・指導・助言（本法6条）。

養護者の負担軽減のための相談・指導・助言等の必要な措置（本法14条1項）。

養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置（同法14条第2項）。

◎法施行によるメリットはあるが、限界も……………

→法は、実際に虐待が発生した場合を想定し、発生後における問題解決の大まかな道筋を示したに過ぎない。実際面では、虐待を発生させない、潜在的な虐待を顕在化させる、ハイリスクの段階で感知し積極的な対応により未然に防いでいく、などが期待されている。

○1次予防 住民や介護サービス機関等への広報・啓発活動／関係者への研修
体制整備／関係者のネットワークづくり
成年後見制度の予防的活用
住民ネットワークづくり、まちづくりなど

○2次予防 虐待発生ハイリスクの把握—相談・訪問・見守り等の予防的対応

○3次予防 すでに虐待が発生 —解決に向けての関係機関の調整、介護サービスの活用等による介護負担軽減、高齢者と虐待者との分離（措置等）、成年後見制度活用